

資料－3

令和5年8月22日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）

大島林水第2004-2号
令和5年7月19日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 様

大島支庁長



知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

漁業種類 かが（深海えびかが）漁業（別添参照）

かご（深海えびかご）漁業

制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
かご（深海えびかご）漁業	1隻	10トン以下	定めなし	大共第11号共同漁業権漁場地先沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし
かご（深海えびかご）漁業	2隻	10トン以下	定めなし	大共第12号共同漁業権漁場地先沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし

申請すべき期間

令和5年9月29日（金）から同年10月31日（火）まで

知事許可漁業に係る制限措置等について（かご（深海えびかご）漁業）

新規漁業許可について、許可する必要があるため、以下のとおり制限措置等を定めるところとし、必要な手続きを進めることとする。

1 知事許可漁業の種類と許可期間

知事許可漁業の種類	許可期間
かご（深海えびかご）漁業	令和5年11月21日～令和8年11月20日

※許可期間は3年間

2 奄美大島海区における現在の許可状況

- ・ 沖永良部島漁業協同組合所属 1 隻
- ・ 与論町漁業協同組合所属 2 隻

3 スケジュール

- 令和5年8月3日 奄美大島海区漁業調整委員会において制限措置等を諮問
- 同年9月29日 県HPにおいて公示（申請受付期間 9/29～10/31 まで）
- 同年11月上旬 かご（深海えびかご）漁業を許可

奄美大島海区における漁業許可に係る
漁業法第58条において準用する第42条第5項に基づく基準について

許可又は起業の認可をすべき船舶等または漁業者の数が公示した数を超える場合については、以下の基準により、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

次の優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、(2)については、許可に当たってのみ適用する。

- (1) 当該漁業許可を現に受けている者で、かつ、申請日前1年以上の操業実績がある者
- (2) 当該漁業の起業の認可を受けている者
- (3) 当該漁業の許可を現に受けている、又は、過去に許可を受けていた者で、申請日前5年間に3年以上の当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者
- (4) 上記以外の者

【参考】知事許可漁業に係る制限措置等について

1 許可漁業制度とは

水産資源の保護培養，漁業調整上の目的から，自由に漁業を行うことを一般的に禁止し，行政庁が出願を審査して，特定の者に禁止を解除するもの。大別すると国の指定漁業，特定大臣許可漁業，県の特定知事許可漁業，知事許可漁業があり，大島支庁では知事許可漁業のうち，下記漁業について許可を行っている。

○大島支庁で許可を行っている許可漁業

- ・対人対船許可（船舶ごとに許可をするもの）

敷網漁業（追込網漁業，ロープびきとび魚浮敷網漁業），**かご（深海えびかご）漁業**

- ・対人許可（人ごとに許可をするもの）

潜水器漁業

※許可期間は全て3年間となっている。

2 知事許可漁業の制限措置等について

従前の知事許可漁業では，組合長の意見書，各漁協の理事会の議事録等を基に許可の可否の判断を行っていたが，令和2年12月に施行された改正後の漁業法により，知事許可漁業の新規許可又は許可の更新にあたっては，当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。また，この公示を行う際は関係海区漁業調整委員会の意見を聞くこととなっている。（漁業法第42条第3項）

○制限措置とは

対人対船許可：漁業種類，許可又は起業の認可をすべき船舶等の数，船舶の総トン数，推進機関の馬力数，操業区域，操業時期，漁業を営む者の資格

対人許可：漁業種類，許可又は起業の認可をすべき者の数，操業区域，操業時期，漁業を営む者の資格

3 許可の基準について

新規の許可又は許可の更新にあたり制限措置を公示するが，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることとなっている（漁業法第42条第5項）。

※令和3年5月28日の奄美大島海区漁業調整委員会にて諮問し，決定済み。

【参考】漁業法（抜粋）

（新規の許可又は起業の認可）

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 （略）

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

（知事許可漁業の許可への準用）

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、～（中略）～読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】鹿児島県漁業調整規則（抜粋）

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

- 第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。
- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第4号から第15号までに掲げる漁業
3年
 - (2) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

諮問内容にかかる大島支庁の考え方について

大島支庁が許可を行っている知事許可漁業の許可期間は、全て3年ごとの一斉更新としている。今回は、漁業法に基づき、制限措置の内容等、許可の有効期間を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものである。

各諮問内容にかかる大島支庁の考え方は下記のとおりである。

<制限措置の内容等>

● 「操業区域」、「漁業時期」について

操業区域は現在の許可内容に合わせて、更新予定者の所属する沖永良部島漁業協同組合の大共第11号共同漁業権漁場地先沖合、与論町漁業協同組合の大共第12号共同漁業権漁場地先沖合とする。

漁業時期についても現在の許可内容に合わせ、1月1日～12月31日とする。

<許可の有効期間>

許可の有効期間は通常3年間であり、今回は一斉更新として許可する。そのため、今回行う許可の有効期間は、令和5年11月21日から令和8年11月20日とする。